

地域福祉情報紙の作成・発行業務委託にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

区民へ、地域活動団体の活動、身近な地域の情報、地域福祉および福祉のまちづくりに関する情報等を発信し、外出を促すことを目的とし、地域福祉情報紙「やさしいまち通信」を作成・発行します。

「地域福祉情報紙の作成・発行業務委託」については、各事業者の企画力、技術力、実績および本業務の仕様書に基づく企画提案内容等を審査・評価し、本業務に最適な事業者を選定することを目的として、公募型プロポーザル方式により委託事業者候補を選定します。本要領は、そのために必要となる事項および手続き等を定めるものです。

2 業務概要

- (1) 件名 地域福祉情報紙の作成・発行業務委託
- (2) 履行期間 平成30年度4月1日から平成31年3月31日まで
ただし、成績評価が良好であれば2回まで更新することがあります。
- (3) 履行場所 練馬区役所ほか区の指定する場所
- (4) 業務内容 「地域福祉情報紙の作成・発行業務委託」仕様書(別紙1)のとおり
- (5) 概算経費 平成30年度 2,388,960円(税込)(参考:平成29年度委託費1,965,600円)
* 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とします。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つぎの条件を満たしていることを参加条件とします。

- (1) 情報紙の作成・発行業務委託に関わる実績を有すること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、このプロポーザルに参加できません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和61年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税(地方法人特別税を含む)法人税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生

手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

4 選定方法

4 - 1 日程 (予定)

募集要領等の公表	平成30年1月15日(月)
質問受付期間	平成30年1月15日(月)～平成30年1月22日(月)
質問回答日	平成30年1月26日(金)(予定)
参加申込書の提出期限	平成30年1月31日(水)
提案書類の提出期限	平成30年2月13日(火)
一次審査 結果通知	平成30年2月20日(火) (予定)
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	平成30年3月8日(木)
第二次審査 結果通知	平成30年3月13日(火) (予定)

4 - 2 募集に関する質問の受付

提案書等の作成にあたって質問がある場合は、質問票【様式1】に要旨を簡潔にまとめ、下記の受付期間中に担当部署へ電子メールでお問い合わせください。

- (1) 受付期間 平成30年1月15日(月)～平成30年1月22日(月)午後5時まで
期限を過ぎた場合には、質問の受け付けはできません。
- (2) 質問方法 電子メールでお願いいたします。
(メールアドレス) tiikifukushi08@city.nerima.tokyo.jp
- (3) 担当部署 練馬区福祉部管理課ひと・まちづくり推進係
(担当)横山、栗林 電話 03-5984-1296
- (4) 回答方法 質問者名を伏せたうえ、すべての質問と回答を平成30年1月26日(金)
(予定)に応募者全員へ電子メールにて送付します。

4 - 3 提出書類および様式

プロポーザルに参加する場合は、以下に示す事項を記載した本業務に関する提案書を提出してください。様式の指定がない書類は自由書式とします。ただし、A4横書き、文字の大きさは11ポイント、両面印刷を原則とします。

	提出書類	提出部数
(1)	プロポーザル参加申込書【様式2】	1部
(2)	会社概要【様式3】	(2)～(8)は、ひとまとめにして10部提出してください。
(3)	同種または類似業務の受託実績【様式4】	
(4)	業務実施体制【様式5】	
(5)	予定業務担当者の資格、経歴等【様式6】	
(6)	業務工程表(平成30年度の情報紙作成までの工程表)	
(7)	業務内容の具体的な実施方法の概要(表紙を除きA4版5ページ以内、文字は11ポイントを原則とします。)	
(8)	見積書	
(9)	直近の決算に係る財務諸表	1部

(10)	登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類 該当する者のみ	1部
------	--	----

4 - 4 提案書等の提出について

(1) 提出場所

練馬区豊玉北6 - 12 - 1 練馬区役所 西庁舎3階
練馬区 福祉部管理課 ひと・まちづくり推進係

(2) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、提出場所に持参してください(郵送不可)

(3) 提出期限

参加申込書 平成30年1月31日(水) 午後5時まで
提案書 平成30年2月13日(火) 午後5時まで

(4) その他

提案書(本要領で規定する4 - 3(2)~(10)までの書類)は、参加申込書【様式2】を期限内に提出した事業者についてのみ受け付けます。

受付期間後の企画提案書の再提出や記載内容の変更はできません。

提案書に記載した担当者は、原則として変更できません。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではありません。

提出された提案書は返却いたしません。

4 - 5 一次審査

参加資格を満たす事業者について、提出書類に基づき審査を行います。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とします。審査結果は平成30年2月20日(火)(予定)までに書面により通知します。

4 - 6 二次審査

一次審査を通過した事業者について、平成30年3月8日(木)(予定)に、提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を委託事業者候補とします。

選考時間は1者あたり30分(プレゼンテーション15分、ヒアリング15分)といたします。

説明者は3名以内とし、本業務を受託したときに主な担当となる者(責任者)および実務に従事する担当者が行ってください。

審査結果は、平成30年3月13日(火)(予定)までに書面により通知します。なお、開始時刻や会場(練馬区役所内会議室)などの詳細は、第一次審査結果とあわせて別途通知いたします。

本業務を中心的に遂行する「責任者」を定めてください。責任者は、情報紙の作成・発行業務の経験を有する者とします。

4 - 7 評価項目

評価項目は下表のとおりです。

(1) 一次審査

	評価項目	評価の視点
1	事業者の経営方針等	<ul style="list-style-type: none">・個人情報保護の取組・人権への配慮に対する取組・コンプライアンス（法令遵守）への取組
2	事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none">・資金力の有無・経営の安全性、継続性
3	業務実績	<ul style="list-style-type: none">・官公庁等との同種または類似の契約実績
4	実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務執行体制、要員配置の妥当性・スケジュールの妥当性
5	提案内容	<ul style="list-style-type: none">・委託目的との整合性・業務内容の理解度・提案内容の的確性・提案内容の具体性
6	区内事業者である	<ul style="list-style-type: none">・区内に本店を有する
7	区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none">・区民雇用の促進・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
8	見積金額	<ul style="list-style-type: none">・見積金額の妥当性

(2) 二次審査

	評価項目	評価の視点
1	事業者の経営方針等	・個人情報保護の取組 ・人権への配慮に対する取組 ・コンプライアンス（法令遵守）への取組
2	事業者の安定性・継続性	・資金力の有無 ・経営の安全性、継続性
3	業務実績	・官公庁等との同種または類似の契約実績
4	実施体制	・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・要員の研修体制 ・スケジュールの妥当性
5	責任者および担当者評価	・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
6	提案内容	・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性
7	プレゼンテーション・ヒアリング	・説明、受け答えの的確性、説得力 ・具体的で独創的な提案の有無 ・受託への意欲、熱意
8	区内事業者である	・区内に本店を有する
9	区民雇用の促進・区内事業者の活用	・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
10	見積金額	・見積金額の妥当性

5 委託事業者候補との協議

委託事業者候補と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定します。

委託事業者候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに受託候補者として選定することができるものとします。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙2）に基づき取り扱うものとします。

7 その他事項

- （1）提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とします。
- （2）提出された書類は返却しません。
- （3）審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点

で失格とします。

- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止等の措置を行うことがあります。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとします。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとします。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができることとします。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとします。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めることとします。

8 問合せ先・担当

練馬区 福祉部管理課ひと・まちづくり推進係 担当：横山、栗林
〒176 - 8504 練馬区豊玉北6 - 12 - 1 練馬区役所西庁舎3階
電話 03 - 5984 - 1296 FAX 03 - 5984 - 1214